

SaaSForce®トライアル利用約款

【本件約款の目的と前提】

第1条 クラウド開発システム「SaaSForce」試用契約約款(以下「本件約款」といいます)は、ワンダフルフライ株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、第2条に規定する「本件ソフトウェア」の試用について定めます。

【定義】

第2条 本規約における用語の定義は、次の通りとします。

- (1) 「本件ソフトウェア」とは、クラウド開発システム SaaSForce またはそれらの後継製品のことをいいます。
- (2) 「本件サービス」とは、本件ソフトウェアの試用のことをいいます。
- (3) 「本件契約者」とは、当社と本件約款に基づき、クラウド開発システム「SaaSForce」試用契約を締結した法人、公共機関、個人をいいます。

【本件約款の範囲】

第3条 本件約款は、本件契約者と当社との本件サービスに関する一切の關係に適用します。2. 当社が本件サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて本件契約者に通知する本件サービスの利用に関する諸規定および諸連絡事項は、本件約款の一部を構成するものとします。

【目的】

第4条 本件契約にもとづいて当社は、記載の本件サービスを提供し、利用者はこれを利用するものとします。

【サービスの適用範囲】

第5条 本件サービスの適用範囲は、日本国内に限定致します。

【サービス内容の変更】

第6条 当社が、本件サービスの内容を変更する場合には、当社はその10日前に文書をもってその旨を通知するものとします。

【本件サービスの利用開始】

第7条 本件契約者が本件サービスの申込みをし、当社がこれに承諾した場合、当社は本件契約者に対して当社の所定の登録完了後、管理者用IDおよびパスワードを電子メールにより通知するものとし、本件契約者が最初に本件サービスにログインした日を利用開始日とします。本件契約者はその日から本件サービスを利用できるものとします。

【本件サービスの利用期間】

第8条 本件サービスの利用期間は、当社がHP上にて告知する期限までとします。

但し、本件契約者が30日以上本件サービスにログインをしていない場合は、当社より事前通知の上、アカウントを削除する場合がございます。

【保証の否認】

第9条 当社は、次の各号に定める事項について何らの保証もしないものとし、本件契約者は、予めこれを了承するものとします。

- (1)本件サービスによって記憶されたデータが正確であること
- (2)本件サービスにバグその他の瑕疵・不具合がないこと
- (3)本件サービスおよび本件サービスが利用者の目的に適合すること、または利用者にとって有効であること
- (4)本件サービスの性能・仕様ならびに本件サービスの内容・利用した結果が利用者を満足させるものであること
- (5)本件サービスおよび本件サービスが日本内外における第三者の知的所有権(いわゆるビジネスモデル特許を含みます)を侵害していないこと
- (6)本件サービスへの不正なアクセスまたは本件サービスの不正な利用を完全に防止できること

【料金】

第10条 本件サービスは無償にてご提供いたします。ただし、本件サービスの範囲を超えるものにつきましては、この限りではありません。

【ユーザ ID 及びパスワードの発行と管理】

第11条 当社は、第7条のとおり所定の登録完了後、本件契約者に管理者用IDとパスワードを通知します。

2. 本件契約者は、通知されたIDおよびパスワード(以下、「ID等」という)を厳重に管理保管するものとし、第三者が利用可能な状態におかないものとします。

【自己責任等】

第12条 本件契約者の故意または過失により当社に損害が発生した場合、当社は本件契約者に対し当該損害の賠償を請求することができます。

2. 本件契約者は、自己のID等により本件サービスが利用されたときには、本件契約者自身の利用とみなされることに同意し、本件契約者はその利用にかかわる一切の債務を負うことに同意します。当社は本件契約者のID等が本件契約者の責めによらず不正に利用されたことによる本件契約者の損害について一切の賠償責任を負わないものとします。

【サービスの中断、中止】

第13条 以下の事情による場合、当社は、本件契約者の利用サービスを中断、中止する場合があります。

- (1) 災害や事故などのトラブル、他の電気通信事業者の事情により、サービス提供が困難となったとき
- (2) サービス提供用システム若しくは設備の保守のため中断、中止が必要なとき
- (3) 運用上、技術上の事由により、サービスの中断、中止が必要となったとき

2.前項のサービスの中断、中止を行う場合には、当社は電子メールにて本件契約者担当者に通知します。但し、緊急の場合には、予告なしに中断する場合があります。

3.第1項の各号に掲げる事由により起こった、サービスの中断、中止による本件契約者の損害について当社は責任を負わないことに本件契約者は同意します。

【禁止行為】

第14条 本件契約者は、次の各号に定める事項をしてはならず、また第三者にこれらをさせてはならないとともに、これらによって当社、本件サービスを利用する他の利用者もしくは第三者が被った損害を賠償するものとします。

- (1)他の利用者のデータ入手すること、あるいはこれを漏洩すること
- (2)本件サービス中のソフトウェアおよびデータを改ざん・破壊・抹消等すること
- (3)自己の暗証番号を第三者に開示・譲渡もしくは使用させること、または他の利用者の暗証番号で本件サービスにアクセスすること
- (4)本件サービス中のソフトウェアを解析すること
- (5)本件サービス中に不正なデータまたはコンピュータウイルス等の有害なプログラムを入力すること
- (6)他の利用者による本件サービスの利用に重大な支障を与えるような態様で本件サービスを利用すること
- (7)本件サービスを本件サービスの利用以外の目的に利用すること、あるいは公序良俗に反する目的で利用すること
- (8)その他悪意をもって本件サービスにアクセスしたり本件サービスを利用すること、またはこれらをしようとする事

2. 当社は、利用者が前項各号に定める事項を行なっていることを知り得た場合は、何らの通知催告なく利用者による本件サービスの利用を停止することができるものとします。

3. 当社は、本件システムへの不正なアクセスもしくは本件サービスの不正な利用を監視するために、利用者による利用履歴を管理・調査すること、またはデータを閲覧することができるものとし、利用者は、予めこれを了承するものとします。

【利用停止および解除】

第 15 条 当社は、本件契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本件サービス等の利用を停止することがあります。

- (1) 本件契約または関係する契約などの申し込みに虚偽の事項を記載または通知したことが判明したとき、当社に届け出た内容に重大な誤りまたは不足があったとき
- (2) 反社会的勢力等である、または過去に反社会的勢力等であったことが判明した場合
- (3) その他本件約款に違反したとき

2. 当社は、前項の規定により本件サービス等の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止する日付及び期間を本件契約者に通知し、期間経過後なお停止原因が解消されないときは登録を解除できるものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

【免責事項】

第 16 条 本件契約者は、本件サービスのご利用に関わるすべての危険は本件契約者のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。

2. いかなる場合であっても、当社は、本件契約者その他の第三者に対し、本件サービスおよび本件サービスを通じた他のサービスを利用したこと、または利用しなかったことにより発生した営業価値の損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。本件契約者が本件サービスの利用を通じて、当社または第三者に対して損害を与えた場合、本件契約者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社に対しいかなる補償・補填も請求し得ないものとします。

3. 本件サービスの利用を通じて、本件契約者と第三者との間で紛争が生じた場合、本件契約者は自己の費用負担と責任において当該紛争を解決するものとし、当社に対し、仲裁、照会その他のいかなる請求もできません。

ん。

【当社の保証範囲】

第 17 条 当社は、提供した本件サービスについて、不具合やデータ障害については、いかなる損害に関しても一切の責任を負わないものとします。また、データが破損したことにより、本件契約者、および第三者がいかなる損害を被った場合でも、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

その他如何なる場合においても、当社の保証および賠償責任は、一切ないものとします。

【本件契約者の損害賠償責任】

第 18 条 本件契約者は、本件サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知された場合など、本件契約者と第三者との間に紛争が生じた場合、自己の責任と費用を持って処理解決するものとします。本件契約者がサービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

2. 当社は、本件契約者の故意または過失により当社に損害が発生した場合、本件契約者に対し当該損害の賠償を請求することができます。

【提供ソフトウェアの取扱と権利の帰属】

第 19 条 本件サービスにより提供するプログラム・操作マニュアル・技術ドキュメント等のすべての著作物、著作権、営業秘密、その他一切の知的所有権は、当社または原権利者に帰属します。

2. 本件契約者は、本件サービスにより提供されたプログラム・操作マニュアル・技術ドキュメント等のすべての著作物について、当社の明示的な許可なく、複製、改変、削除等、著作権者の権利を侵害する用途に利用することはできません。

3. 前項は、本件サービスの利用期間終了後後も有効に存続するものとします。

4. 本件契約者は、本件契約者の登録解除後、当社が要求する場合には、提供されたプログラム・操作マニュアル・技術ドキュメント等に対し、消去、返却、裁断若しくは消却などの必要な機密漏洩防止措置を講じるものとします。

【業務情報の保存と削除】

第 20 条 当社は、本件サービスにより本件契約者が入力した情報(以下「業務情報」という)に対し、任意にバックアップを行うことが出来るものとします。

2. 当社は、利用期間が終了次第、本件契約者の業務情報の入力されたサーバーから業務情報を閲覧することなく、一括して削除できるものとします。本件契約者は本件契約終了までに必要な業務情報を、自ら保存の処置をするものとします。当社は業務情報の削除により本件契約者に生じた損害につき賠償の責めを負いません。

3. 前項にかかわらず、本件契約者から、本件サービスの利用期間終了日の 10 日間前までに正規サービスに変更する旨の申し出があった場合は、本件サービスの利用期間終了日の翌日から起算して 14 日間は業務情報を保管するものとします。

【正規サービスへの移行】

第 21 条 本件サービスから正規サービスへの継続移行を希望する場合は、本件契約者は、本件サービスの利用期間終了日から起算して 10 日間前までに、書面により正規サービスの申込みをすることとします。ただし、正規サ

ービスへの移行をする場合、データ移行期間中はサービスの利用を中断します。

2. 前項に規定する期限までに正規サービスの申込がない場合は、正規サービスへの移行はできません。

【機密保持】

第 22 条 本件契約者は、本件契約に関連して知り得た相手方または当社の技術上、営業上その他の機密を、本件契約の存続期間中はもとより、本件契約終了後といえども、第三者に漏洩しないものとします。但し、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 公知の事実もしくは当事者が独自に知り得た事実であるとき
- (2) 法令に基づき開示を求められたとき
- (3) 警察、裁判所またはその他の政府関係機関からの要請により、機密情報、顧客に関する情報の提供を求められたとき

【準拠法令及び管轄裁判所】

第 23 条 本件契約は日本国の法令および言語に従い解釈され、本件契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、当社本社所在地管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【残存条項】

第 24 条 本件約款の第 12 条、第 13 条第 3 項、第 14 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条は本件サービスの利用期間終了後も有効に存続するものとします。

【協議】

第 25 条 本件契約に記載のない事項および記載内容に疑義が生じた場合は、本件契約者および当社両者で誠意を持って協議し、これを解決するものとします。

以上